

2012年9月25日 全14頁

経産省、事業承継税制の要件緩和を要望

2013年度経済産業省税制改正要望(2) 中小企業関連施策

金融調査部 制度調査課
是枝 俊悟

- 2012年9月7日、経済産業省は2013年度税制改正要望を公表した。
- 経済産業省は、中小企業者等の法人税率の引き下げ(15%→11%)、事業承継税制の適用要件の緩和、小規模会社の土地の相続税減額特例の創設、商業・サービス中小企業活性化税制の創設、少額償却資産の固定資産税非課税措置の創設などを要望している。
- 今後、政府税制調査会や民主党税制調査会などで議論が行われ、年末に向けて改正内容が詰められていく。

[目次]

| | |
|------------------------------|--------|
| 税制改正の流れと省庁の税制改正要望の位置づけ | 2 ページ |
| 1. 中小企業者等の法人税率の引き下げ(15%→11%) | 2 ページ |
| 2. 事業承継税制の適用要件の緩和 | 4 ページ |
| 3. 小規模会社の土地の相続税減額特例の創設 | 8 ページ |
| 4. 商業・サービス中小企業活性化税制の創設 | 9 ページ |
| 5. 少額償却資産の固定資産税非課税措置の創設 | 10 ページ |
| 6. 創業時の登録免許税・印紙税の免除措置の創設 | 11 ページ |
| 7. ベンチャー企業の雇用促進税制の創設 | 12 ページ |

【税制改正要望レポート】

- ・ 金融庁の税制改正要望(1) 鳥毛拓馬「日本版ISA恒久化を要望<訂正版>」(9月19日発表)
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12091901tax.html>
- ・ 金融庁の税制改正要望(2) 鳥毛拓馬「国外財産調書制度の見直しを要望」(9月25日発表)
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12092501tax.html>
- ・ 経産省の税制改正要望(1) 是枝俊悟「経産省、車体課税の大幅減税を要望」(9月26日発表、ウェブサイト掲載準備中)

税制改正の流れと省庁の税制改正要望の位置づけ

2012年9月上旬に、各省庁は財務省・総務省に2013年度税制改正要望を提出した。各省庁は、事前に民主党に打診を行っており、税制改正要望は概ね民主党の主張に沿うものとなっている。

昨年の税制改正（2012年度）では、各省庁が税制改正要望の内容を政府税制調査会の公開の場で主張し、討論を行っていた。また、政府税制調査会と並行して民主党税制調査会（原則非公開）でも議論を行い、政府税制調査会と連携を取りながら民主党の要望を税制改正に反映させていった。

昨年の税制改正（2012年度）の意思決定の仕組みとしては、まず、財務省（国税関係）・総務省（地方税関係）が査定を行い、査定において税制改正が認められなかった事項については政務官や副大臣が折衝を行い、「税制改正大綱」に記載する事項を決定していった。

なお、年度の税制改正の議論のテーマは大きく分けて3つある。1つは、各省庁の税制改正要望を審議する「要望事項」、2つめは財務省・総務省側が各省庁に対し租税特別措置などの見直しを提案する「要望にない事項」、3つめは、政府全体で議論すべき「主要事項」である（所得税の最高税率の引き上げや相続税・贈与税の抜本改正などは「主要事項」で扱われるものと思われる）。

本稿は2012年9月7日に公表された経済産業省の2013年度税制改正要望¹のうち、中小企業関連施策について解説する。

1. 中小企業者等の法人税率の引き下げ（15%→11%）

経済産業省は、中小企業者等の年800万円以下の所得に対する法人税率を現行の15%から11%に引き下げることを要望している。

◆中小企業者等の法人税率の概要

中小企業者等の法人税率については、規定が入り組んでいる。

現在の法人税率の基本税率は25.5%である（法人税法66条1項）。

ただし、中小企業者等（定義は後述する）は、年800万円以下の所得について例外規定が設けられている。

まず、法人税法66条2項により税率が19%とされている（本則税率）。さらに、租税特別措

¹ 2012年9月7日経済産業省発表「平成25年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント」および「平成25年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」、および2012年9月12日に政府税制調査会ウェブサイト公表された「平成25年度税制改正要望」を指す。

置法 42 条の 3 の 2 の規定により、2012 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度については、税率が 15%とされている（特例税率）。

なお、2012 年 4 月 1 日以後開始事業年度以後、3 年度においては、法人税額の 10%を復興特別法人税として納めることとなっている。

このため、2012 年度現在、中小企業者等の年 800 万円以下の所得に対する実際の法人税率（復興特別法人税込みの税率）は、16.5%（15%+15%×10%）となっている。

中小企業者等の年 800 万円以下の所得に対する法人税率の推移は、図表 1 に示される。

図表 1 中小企業者等の年 800 万円以下の所得に対する法人税率の推移（3 月決算法人）

| | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度～ |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 本則税率(恒久措置) | 22% | 22% | 22% | 22% | 19% | 19% | 19% | 19% |
| 特例税率(時限措置) | なし | 18% | 18% | 18% | 15% | 15% | 15% | なし |
| 復興特別法人税 | なし | なし | なし | なし | あり | あり | あり | なし |
| 実際の税率 (復興特別法人税込み) | 22% | 18% | 18% | 18% | 16.5% | 16.5% | 16.5% | 19% |

実際の税率は、①特例税率も復興特別法人税もない場合は本則税率、②特例税率があり復興特別法人税がない場合は特例税率、③特例税率も復興特別法人税もある場合は、「特例税率×1.1」となる。

(出所) 法令等をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

「中小企業者等」とは、以下のいずれかにあてはまるものをいう。

- ・普通法人（資本金の額等が 5 億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係があるもの等を除く）のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額等が 1 億円以下であるものまたは資本等を有しないもの
- ・人格のない社団等
- ・公益法人等
- ・協同組合等

◆議論の経緯と今後の展望

経済産業省は、2013 年度より、中小企業者等の年 800 万円以下の所得に対する法人税率（以下、単に中小企業者等の法人税率という）を、当分の間、11%とすることを要望している。

要望が実現すれば、2013 年度および 2014 年度の中小企業者等の法人税率は復興特別法人税込みで 12.1%、2015 年度以後は復興特別法人税が廃止され、中小企業者等の法人税率は 11%となる。

中小企業者等の法人税率を 11%とすることは、民主党の 2009 年衆議院選挙時のマニフェスト

に記載されていた事項であり、民主党政権誕生後、経済産業省は 2010 年度・2011 年度に改正を要望した。

2010 年度の税制改正では、経済産業省は中小企業者等の法人税率の引き下げを要望していたが、財源の問題から実現しなかった。

2011 年度の税制改正においては、課税ベースの見直しと合わせた法人税率の基本税率の 4.5% 引き下げ (30%→25.5%) とともに、中小企業者等の法人税率 (特例税率) も 3% 引き下げることが認められ、2011 年度税制改正大綱に記載された。

しかし、東日本大震災への対応を急ぐ必要があったことや、野党が参議院で過半数を占める「ねじれ国会」の状況にあったことなどにより、政府提出の 2011 年度税制改正法案は成立が遅れた。結局、法人税率の引き下げに関しては、2011 年 11 月に改正法が成立し、2012 年 4 月から施行されることとなった。

昨年の税制改正 (2012 年度) においては、経済産業省は、中小企業者等の法人税率引き下げを要望していなかった。

経済産業省は、中小企業者等の法人税率引き下げによる減収見込み額を 1,044 億円としている。

2. 事業承継税制の適用要件の緩和

経済産業省は、「中小企業経営者の高齢化が進んでおり、日本を支える中小企業の事業承継円滑化は喫緊の課題である」、「我が国の事業承継税制は、主要国と比較しても適用の要件が厳しく、使い勝手が悪いとの意見が多い」、消費税法改正法で「検討事項と位置づけられたこと」を理由として、事業承継税制の適用要件の緩和を要望している。

事業承継税制とは、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度であり、2009 年度税制改正で創設されたものである。

◆非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の概要

非上場株式等についての相続税の納税猶予制度は、後継者である相続人等が、相続等により、非上場会社の株式等を被相続人 (先代経営者) から取得し、その会社を運営していく場合、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等 (議決権の 2/3 まで) にかかる相続税の 80% の納税が猶予される制度である。制度の適用を受けるために必要とされる要件は次のページの図表 1 に示される。

図表1 非上場株式等についての相続税の納税猶予制度を受けるための主な要件

| 時期 | | 要件 |
|--------------------|-----------|---|
| 相続開始前 | | 中小企業における経営の円滑化に関する法律に基づき「経済産業大臣の確認」を受けること |
| 相続開始後、相続税の申告期限までの間 | ①認定 | 中小企業における経営の円滑化に関する法律に基づき、以下の②③④の要件を満たすことの「経済産業大臣の認定」を受けること |
| | ②会社の要件 | <p>会社が、以下のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社 ・中小企業者（資本金・従業員数が一定以下）に該当しない会社 ・風俗営業会社 ・資産管理会社 ・総収入金額が0の会社、従業員数が0の会社 ・会社が外国会社である他の特別関係会社の株式等を直接・間接に有する場合は、会社の従業員数が5人未満であること |
| | ③後継者の要件 | <p>後継者である相続人等が以下のすべてを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続開始から5ヵ月後において会社の代表権を有していること ・相続開始の直前において先代経営者の親族であること ・相続開始の時に、後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること |
| | ④先代経営者の要件 | <p>先代経営者である被相続人が以下のすべてを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表権を有していたこと ・相続開始直前において、被相続人と被相続人と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと |
| | ⑤申告と担保の提供 | 相続税の申告期限までの間に、相続税の申告書等の書類を提出するとともに、納税が猶予される相続税額および利子税の額に見合う担保を提供すること |
| 申告期限後、納税猶予期間中 | 継続届出書の提出 | 継続届出書を、相続税の申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに税務署に提出すること |
| | 納税猶予継続の要件 | <p>以下の要件のいずれかに該当した場合、納税が猶予されている相続税の全部または一部を利子税と併せて納付する必要がある</p> <p>○申告期限後5年以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例の適用を受けた非上場株式等の全部または一部を譲渡等した場合 ・後継者が会社の代表権を有しなくなった場合 ・一定の基準日において雇用の8割を維持できなくなった場合 ・会社が資産管理会社に該当した場合 <p>○申告期限後5年経過後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例の適用を受けた非上場株式等の全部または一部を譲渡等した場合 ・会社が資産管理会社に該当した場合 |
| 後継者の死亡等 | | 免除届出書・免除申請書を税務署に提出することにより猶予されていた相続税額の全部または一部の納付が免除される |

(注) 下線部は、経済産業省が改正を要望している項目である。

(出所) 法令等をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

◆非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の概要

非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度は、後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部または一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（議決権の 2/3 まで）にかかる贈与税の全額の納税が猶予される制度である。制度の適用を受けるために必要とされる要件は図表 2 に示される。

図表 2 非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度を受けるための主な要件

| 時期 | 要件 | |
|------------------|---|---|
| 贈与前 | 中小企業における経営の円滑化に関する法律に基づき「経済産業大臣の認定」を受けること | |
| 贈与後、贈与税の申告期限までの間 | ①認定 | 中小企業における経営の円滑化に関する法律に基づき、以下の②③④の要件を満たすことの「経済産業大臣の認定」を受けること |
| | ②会社の要件 | 「相続税の納税猶予制度」の要件と同じ |
| | ③後継者の要件 | 後継者である受贈人が、贈与時において以下のすべてを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表権を有していること ・先代経営者の親族であること ・20歳以上であること ・役員等の就任から3年以上を経過していること ・後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること |
| | ④先代経営者の要件 | 先代経営者である贈与者が以下のすべてを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表権を有していたこと ・贈与の時までに会社の役員を退任すること ・贈与の直前において、贈与者と贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと |
| | ⑤申告と担保の提供 | 贈与税の申告期限までの間に、贈与税の申告書等の書類を提出するとともに、納税が猶予される贈与税額および利子税の額に見合う担保を提供すること |
| 申告期限後、納税猶予期間中 | 継続届出書の提出 | 継続届出書を、相続税の申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに税務署に提出すること |
| | 納税猶予継続の要件 | 以下の要件のいずれかに該当した場合、納税が猶予されている相続税の全部または一部を利子税と併せて納付する必要がある（「相続税の納税猶予制度」の要件と同じ） ○申告期限後5年以内 <ul style="list-style-type: none"> ・特例の適用を受けた非上場株式等の全部または一部を譲渡等した場合 ・後継者が会社の代表権を有しなくなった場合 ・一定の基準日において雇用の8割を維持できなくなった場合 ・会社が資産管理会社に該当した場合 ○申告期限後5年経過後 <ul style="list-style-type: none"> ・特例の適用を受けた非上場株式等の全部または一部を譲渡等した場合 ・会社が資産管理会社に該当した場合 |
| 先代経営者の死亡（相続開始） | 贈与税の納税猶予制度の適用を受けた非上場株式等は、相続または遺贈により取得したものとみなして、贈与時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算する。 ただし、「相続税の納税猶予制度」の要件を満たす場合は、「相続税の納税猶予制度」の適用を受けることができる。 | |

(注) 下線部は、経済産業省が改正を要望している項目である。

(出所) 法令等をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

◆経済産業省の税制改正要望

経済産業省は、事業承継税制について、具体的に、以下の改正を要望している。

○納税猶予の適用要件の見直し

- (1) 親族外承継を対象化
- (2) 役員退任要件を代表者退任要件に緩和
- (3) 雇用8割以上維持要件について、毎年ではなく5年間の平均で判定。未達成の場合は、全額納税ではなく下回った分を納税。
- (4) 5年経過後に納税猶予額を全額免除
- (5) 会社の事業資金の担保に提供されている不動産も納税猶予の対象に

(1)は、現在、事業承継税制は先代経営者の親族に事業承継する場合に限り認められているものを親族外に事業を承継する場合も対象とする要望である。

(2)は、現在、贈与税の納税猶予制度を受けるためには、先代経営者が役員を退任しなければならないが、これを代表者を退任するだけでよいとする要望である。

(3)は、現在、事業承継税制の適用を受けるためには、相続税（または贈与税）の申告期限後、5年間、毎年、基準日において雇用を8割以上維持しなければならない。一度でも雇用が8割を下回った場合は、原則として、猶予された相続税額（または贈与税額）および利子税の全額を納付しなければならない。この雇用8割以上維持の判定を毎年ではなく、5年間の平均で判定するよう緩和するとともに、8割を下回った場合でも、猶予された相続税額（または贈与税額）および利子税のうち8割を下回った分（正確な計算方法は不明）を納付すればよいとする要望である。

(4)は、現在、事業承継税制の適用を受けても、あくまで相続税（または贈与税）は納税が「猶予」されるだけであり、「免除」されるのは事業承継を受けた者が死亡した場合などに限られる。相続税（または贈与税）の申告期限後5年以上経過しても、対象の株式等の全部または一部を譲渡等した場合や会社が資産管理会社に該当した場合は、猶予された相続税額（または贈与税額）および利子税を納付しなければならない。これを、相続税（または贈与税）の申告期限後5年以上経過した時点で、納税猶予額を全額「免除」することとする要望である。

(5)は、現在、事業承継税制の対象となるのはあくまで会社の株式等であり、会社の事業資金の担保となっている個人所有の不動産は対象となっていないが、これを対象とする要望である。

◆議論の経緯と今後の展望

経済産業省が、これらの事業承継税制の要件緩和を要望したのは、今回が初めてである。

消費税法改正法（消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げる法律）²には、事業承継税制について、中小企業における経営の円滑化に関する法律に基づく認定の運営状況を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース、税率構造の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行うと記載されている。

事業承継税制の利用促進については消費税法改正法に記載された事項であるため、事業承継税制の適用要件の緩和は、他の施策と比べ、相対的に実現可能性は高いものと思われる。

経済産業省は、事業承継税制の適用要件の緩和による減収見込み額を2013年度税制改正要望には記載していない。

3. 小規模会社の土地の相続税減額特例の創設

経済産業省は、小規模会社が所有する事業用土地の評価額を、相続時の課税価格から80%減額する特例を創設することを要望している。

現在、被相続人が個人事業主として事業を営んでおり、相続人が事業を引き継ぐ場合は、事業用宅地について「小規模宅地等の特例」の適用を受けて、評価額を80%減額することができるものとなっている。しかし、小規模宅地等の特例は、被相続人個人が所有していた宅地等について評価額を減額する制度であり、会社が所有している宅地については対象とならない。

図表3 小規模宅地等の特例と小規模会社の土地の減額特例の比較

| | 現行の小規模宅地等の特例 | | | 小規模会社の土地の減額特例 (経済産業省要望) |
|------------------------|---|----------------|----------------|----------------------------------|
| 対象となる土地 | 個人保有の 居住用宅地 | 個人保有の 賃貸用宅地 | 個人保有の 事業用宅地 | 法人所有の事業用宅地 |
| 面積の上限 | 240㎡ | 200㎡ | 400㎡ | 未定 |
| 減額割合 | 80% | 50% | 80% | 80% |
| 減額方法 | 宅地の評価額を減額 | | | 株式の評価額を減額 |
| 複数の土地がある 場合の併用調整 | 複数の区分(居住用・賃貸用・事業用)の 宅地がある場合、減額を受けられる宅地面積 には併用調整がかかる | | | 経済産業省は、小規模宅地等の特 例と併用可とすることを要望 |
| 相続税の 納税猶予制度 との併用 | 併用可能 | | | 経済産業省は、併用可能とすることを 要望 |

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

² 詳しくは、吉井一洋「消費税法改正法の内容」(2012年8月22日発表)を参照。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12082201tax.html>

そこで、経済産業省は、「小規模会社の土地の減額特例」を設けることで、被相続人が経営していた会社が所有する宅地についても評価額を減額できるようにすることを考えている。具体的には、宅地の価格の80%分を会社の純資産から減額した上で、相続財産の株式の評価額を算出することとしている。

なお、経済産業省としては「小規模会社の土地の減額特例」と「小規模宅地等の特例」は併用できるようにすることを要望している。また、非上場株式等の相続税の納税猶予制度との併用も可能とするよう要望している。

この場合、例えば被相続人が個人で保有していた自宅の土地について「小規模宅地等の特例」で80%評価減を受けた上で、さらに被相続人が経営していた法人の株式について「小規模会社の土地の減額特例」（その法人が保有していた土地の評価額の80%分の評価減）を受けるというケースが考えうる。

もっとも、現状の「小規模宅地等の特例」は居住用の土地と事業用の土地の双方がある場合は、両者の評価減の金額を調整するものとなっている（純粋な併用はできない）³。この点を考慮すると、「小規模会社の土地の減額特例」と「小規模宅地等の特例」を単純に併用できるようにすると、個人と法人で課税の不均衡が生じるように思われる。

経済産業省は、小規模会社の土地の相続税減額特例の創設による減収見込み額を39億円としている。

4. 商業・サービス中小企業活性化税制の創設

経済産業省は、「現状においても経営環境が厳しい中小商業・サービス業について、消費税率の二段階の引上げに備え、魅力の向上や事業効率の改善に資する設備投資を促進し、これらの産業の活性化を図る」として、商業・サービス中小企業活性化税制の創設を要望している。

具体的には、中小卸、小売、サービス業を営む者が一定の金額以上の建物付属設備または器具・備品を取得した場合に、法人税（個人事業主は所得税）の計算において、取得価額の30%の特別償却または取得価額の7%の税額控除の選択適用を認めるものである。

中小企業向けの設備投資税制としては、現在「中小企業投資促進税制」がある。中小企業投資促進税制でも、中小企業の設備投資に対して取得価額の30%の特別償却または取得価額の7%の税額控除の選択適用を認めるものであるが、建物付属設備は対象外であり、器具・備品についても「事務処理の能率化、製品の品質管理の向上等に資するものとして財務省令で定めるもの」（具体的には、測定工具及び検査工具、パソコン、インターネットに接続されたデジタル

³ 事業用宅地と居住用宅地の双方がある場合は、「小規模宅地等の特例」の適用を受けられる宅地面積の上限は、「事業用宅地の面積+居住用宅地の面積×5/3」で計算して、400㎡までとなる。一般的には、まず事業用宅地の評価減を受けて、残りの枠で居住用宅地の評価減を受けるという形となる。

複合機など) に限定されている。

図表4 中小企業投資促進税制と商業・サービス中小企業活性化税制の比較

| | 中小企業投資促進税制 | 商業・サービス中小企業活性化税制 |
|---------|--|--|
| 実施時期 | 2014年3月31日まで | 2013年度～2015年度の導入を要望 |
| 対象品目 | 機械及び装置、 「工具、器具及び備品」のうち事務処理の能率化、製品の品質管理の向上等に資するものとして財務省令で定めるもの、 ソフトウェア、貨物輸送用自動車、 内航海運業用船舶 (品目に応じて取得価額などの制約あり) | 建物附属設備(取得価額1台60万円以上)、 器具・備品(取得価額1台30万円以上) |
| 対象業種 | ・下記の業種(性風俗関連特殊営業に該当するものを除く) 製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業 その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、コンビニ業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) | 卸売業、小売業、サービス業 (詳細は不明) |
| 資本金等の条件 | 「中小企業者等」に該当すること (資本金または出資金1億円以下など) ただし、税額控除を選択できるのは、 資本金または出資金3,000万円以下の事業者のみ | 不明 |
| 特例 | 取得価額の30%の特別償却または 取得価額の7%の税額控除 | 取得価額の30%の特別償却または 取得価額の7%の税額控除 |

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

経済産業省は、「商業・サービス中小企業活性化税制」適用のモデルケースとして、「商品ディスプレイ改善のためのダウンライトの設置」(建物附属設備に該当)や、「見やすく、買いやすい冷凍機・冷蔵庫付商品陳列棚の設置」(器具・備品に該当)などを例示している。これらは、現状、「中小企業投資促進税制」を適用することができない。

経済産業省は、商業・サービス中小企業活性化税制の創設による減収見込み額を177億円としている。

5. 少額償却資産の固定資産税非課税措置の創設

経済産業省は、「固定資産税の負担を軽減することで、電子計算機(パソコン)やレジスター等の設備の導入を促進し、消費税率の二段階の引上げに対応するための中小企業の事務処理能力の控除を図る」として、少額償却資産の固定資産税非課税措置の創設を要望している。

具体的には、30 万円未満の少額の償却資産に対して、固定資産税を非課税（厳密にいうと、課税客体から除く）とする改正を要望している。

なお、「中小企業の事務処理能力の控除を図る」ことを理由としているが、経済産業省の 2013 年度税制改正要望を読む限りでは、非課税措置の対象を中小企業者等に限定していない。

図表 5 は、少額償却資産（使用可能年数 1 年以上）の法人税（個人事業主は所得税）と固定資産税の扱いを示したものである。

図表 5 少額償却資産（使用可能年数 1 年以上）の法人税（所得税）と固定資産税の扱い

| 取得価額 | 法人税(所得税)の扱い | 固定資産税の扱い |
|------------------|--|---------------------------|
| 10万円未満 | 取得年度に全額償却が可能(A) 一括償却資産として3年均等償却が可能(B) | 法人税(所得税)でAまたはBを適用していれば非課税 |
| 10万円以上 20万円未満 | 一括償却資産として3年均等償却が可能(B) 年300万円を限度として取得年度に全額償却が可能(C) | 法人税(所得税)でBを適用していれば非課税 |
| 20万円以上 30万円未満 | 年300万円を限度として取得年度に全額償却が可能(C) | 固定資産税の課税価格に基づいて課税(注2) |
| 30万円以上 | 資産計上(耐用年数に合わせ減価償却) | |

(注1) A・Bの規定は全事業者が適用可能、Cは中小企業者等に限って適用可能である。

(注2) 事業者の所有する償却資産の総額が150万円(免税点)に満たない場合は、課税されない。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

中小企業者等においては、法人税においては、30 万円未満の少額償却資産を取得した場合、取得年度に全額償却が可能である（年 300 万円の限度あり）。しかし、貸借対照表上は固定資産が存在しなくても、固定資産税においては償却資産として課税される（償却資産の総額が 150 万円に満たない場合を除く）。

経済産業省の要望は、30 万円未満の少額償却資産を取得した場合、所得税で取得年度に全額償却できる規定と併せて、固定資産税の非課税も適用できるよう要望するものである。

もともと、経済産業省の 2013 年度税制改正要望を読む限りでは、固定資産税の非課税の適用を受けられる少額償却資産について、「法人税の全額償却を適用した場合に限る」や「年 300 万円を限度とする」などの条件は付けられていない。

経済産業省は、少額償却資産の固定資産税非課税措置の創設による減収見込み額を 17 億円としている。

6. 創業時の登録免許税・印紙税の免除措置の創設

経済産業省は、我が国の登録免許税・印紙税について「資本金の少ない小規模株式会社ほど」負担が重くなっている、「登録免許税及び印紙税を含めた我が国における株式会社設立に要す

るコストは、他の先進国と比較しても高額となっている」として、「小規模株式会社の設立時の登録免許税及び印紙税の負担をなくすことで、新規創業を促進する」とした。

具体的には、資本金 2,000 万円未満の新たな株式会社を設立する際の登録免許税・印紙税の免除措置を設けることを要望している。

現在、株式会社設立時の登録免許税は、資本金の 0.7%（ただし、最低 15 万円）となっている。資本金が 2,142 万円以下であれば、登録免許税は下限の 15 万円となり、資本金が少ないほど相対的な負担感が重くなっている。

また、株式会社設立時に作成する定款の原本には、資本金の額を問わず、一律 4 万円の収入印紙を貼付する（印紙税を納付する）必要がある。

経済産業省の要望が実現すれば、資本金 2,000 万円未満の株式会社を設立するために必要な費用が、19 万円（登録免許税 15 万円＋印紙税 4 万円）下がることになる。

なお、経済産業省の 2013 年度税制改正要望を読む限りでは、大企業が子会社として資本金 2,000 万円未満の株式会社を設立する場合においても、登録免許税・印紙税の免除措置を受けられるものと考えられる。

経済産業省は、創業時の登録免許税・印紙税の免除措置の創設による減収見込み額を 163 億円としている。

7. ベンチャー企業の雇用促進税制の創設

◆概要

経済産業省は、「創業間もない成長力の高いベンチャー企業の雇用創設と事業拡大を支援すべく、法人税の軽減措置の創設を図る」として、ベンチャー企業の雇用促進税制の創設を要望した。

具体的には、エンジェル税制の適用要件を満たす企業⁴であり、適用年度に対前年度比で雇用者を 2 人以上かつ 10%以上増加させている企業を対象に、「ベンチャー企業の雇用促進税制」の適用初年度の前年度と比べ支払給与額が増加した額の 20%を法人税額から税額控除できるものとしている。

また、各年度における税額控除の上限を法人税額の 20%に相当する金額とするが、当該税額控除の上限を超えた部分については、4 年間で限度に繰越しを可能とするものとしている。

◆適用例

⁴ 設立 10 年未満の中小企業者であり、特定株主グループからの投資額が 5/6 以下などの要件を満たす「特定中小会社」であること。なお、エンジェル税制のうち寄付金控除の対象となる「特定新規中小会社」（特定中小会社の要件に加え、設立 3 年未満などさらに要件が追加される）であることまでは要件としていない。

「対前年度比で雇用者を2人以上かつ10%以上増加」という条件を毎年度満たし続ければ、最大で5年間、税額控除の適用を受けられる。この場合、税額控除を算定する際の計算式は前年度比で支払給与額が増加した額の20%ではなく、「適用初年度の前年度」比で支払給与額が増加した額の20%である。

このため、5年連続で「対前年度比で雇用者を2人以上かつ10%以上増加」を達成した企業は、かなり高額な税額控除の適用を受けられるものと考えられる。

例えば、以下の図表6のように、2012年度に雇用者10人、支払給与総額3,000万円である企業が、2013年度から2017年度まで「対前年度比で雇用者を2人以上かつ10%以上増加」という条件を達成し、2017年度に雇用者20人、支払給与総額6,000万円になったとする。

この場合、この企業は、「ベンチャー企業の雇用促進税制」の適用により、5年間で総額1,800万円の税額控除を受けられることになる。

図表6 経済産業省要望のベンチャー企業の雇用促進税制の適用例

| | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 適用前年度 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
| 雇用者数(人) | 10 | 12 | 14 | 16 | 18 | 20 |
| 対前年度比雇用増加人数 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 対前年度比雇用増加率 | | 20% | 17% | 14% | 13% | 11% |
| 支払給与総額(万円) | 3,000 | 3,600 | 4,200 | 4,800 | 5,400 | 6,000 |
| 税額控除額(万円) | | 120 | 240 | 360 | 480 | 600 |
| 税額控除額の累計(万円) | | 120 | 360 | 720 | 1,200 | 1,800 |

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

5年連続で「対前年度比で雇用者を2人以上かつ10%以上増加」を達成することは容易ではないかもしれないが、「ベンチャー企業の雇用促進税制」はリスクを取って事業を拡大しようとするベンチャー企業の資金不足を補う効果があるものと言えるだろう。

◆通常の「雇用促進税制」との比較

なお、現行制度においても、雇用を拡大させた企業に対する「雇用促進税制」は存在する（厚生労働省は2013年度税制改正要望で、雇用促進税制の拡充を要望している）。ベンチャー企業が通常の「雇用促進税制」の要件も満たす場合については、経済産業省は「ベンチャー企業の雇用促進税制」といづれか有利な方を選択適用できるようにすることを想定している。

現行の「雇用促進税制」および厚生労働省の拡充案と、「ベンチャー企業の雇用促進税制」を比較したものが図表7である。

税額控除額が、現行の「雇用促進税制」が「前年度比の雇用増加人数×20万円（厚生労働省要望では40万円）」であるのに対し、経済産業省要望の「ベンチャー企業の雇用促進税制」で

は「『適用初年度の前年度』比の給与総額増加額×20%」となっているのが特徴である。

図表 7 雇用促進税制の比較

| | 現行の雇用促進税制 | 厚生労働省要望 (雇用促進税制の拡充) | 経済産業省要望 (ベンチャー企業の 雇用促進税制) |
|-----------|--|---|---------------------------------|
| 適用期限 | 2011年4月1日～2014年3月31日開始事業年度 | 2013年4月1日～2014年3月31日開始事業年度 | 期限の定めなし |
| 複数年度での適用 | 条件を満たす限り、複数年度での適用も可能 | (1年度限りの制度) | 条件を満たす限り、最大で5年間適用可能 |
| 雇用者数 | 対前年度比で雇用者を5人(中小企業者は2人)以上かつ10%以上増加させていること | 同左 | 対前年度比で雇用者を2人以上かつ10%以上増加させていること |
| 雇用者数の判定 | 雇用保険一般被保険者(65歳未満)の人数で判定 | 雇用保険一般被保険者と高年齢継続被保険者(65歳未満で入社し、65歳以後も雇用されている者)の合計の人数で判定 | 不明 |
| 給与総額 | 前年度の給与総額を一定以上上回っていること | 同左 | 前年度の給与総額を上回っていること |
| 事業者 | 風俗営業等を行う事業者ではないこと、前年度および当年度に会社都合退職者がいないこと など | 同左 | エンジェル税制の適用条件を満たす「特定中小会社」であること |
| 税額控除額 | 前年度比の雇用増加人数×20万円 | 前年度比の雇用増加人数×40万円 | 「適用初年度の前年度」比の給与総額増加額×20% |
| 税額控除額の上限 | 当期の法人税額×10%(中小企業者は20%) | 同左 | 当期の法人税額×20% |
| 上限超過額の繰越し | なし | 同左 | 4年間の繰越しが可能 |

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

経済産業省は、「ベンチャー企業の雇用促進税制」による減収見込み額を年 21 億円としている。なお、厚生労働省要望の「雇用促進税制」の拡充による減収見込み額は年 197 億円である。

【以上】